平成14年6月3日宣告

平成12年(わ)第1223号、平成14年(わ)第170号 傷害致死(予備的訴因 業務上過失致死),道路交通法違反被告事件

決

被告人を懲役2年6月に処する。 未決勾留日数中110日をその刑に算入する。 訴訟費用は被告人の負担とする。

> 玾 由

(犯罪事実)

被告人は,

- 平成11年11月14日午前1時30分ころ、業務として普通乗用自動車 を運転し,北九州市a区bc丁目d番e号付近道路をx方面からy方面に向 かい,先行するA(当時19歳)運転の自動二輪車の後方を時速約80キロ メートルで進行するに当たり、同車との車間距離を適切に保持し、同車との 安全を確認しつつ進行すべき業務上の注意義務があるのにこれを怠り、同所 から同市同区 f g丁目 h番 i 号付近に至るまでの道路において、同車との車 間距離を適切に保持することなく、同車後部に自車前部を約2.5メートル の至近距離にまで数回接近させた過失により、そのころ、同所において、同 人をして、車両進入禁止規制がなされた左方道路に時速約63.5キロメー トルで逃避することを余儀なくさせた上、同道路入口付近から約13.5メートル先に駐車中の普通貨物自動車に前記自動二輪車もろとも衝突させ、同 人にびまん性脳損傷、急性硬膜下血腫等の傷害を負わせ、同日午後零時58 分ころ,同市b区jk丁目1番m号B病院において,同人をびまん性脳損 傷、急性硬膜下血腫により死亡させ、
- 上記日時場所において、普通乗用自動車を運転中、上記Aに上記の傷害を 負わせる交通事故を起こしたのに、直ちに車両の運転を停止して同人を救護 するなど必要な措置を講ぜず、かつ、その事故発生の日時及び場所等法律の 定める事項を、直ちに最寄りの警察署の警察官に報告しなかった

ものである。

省略 (証拠)

(主位的訴因を認定しなかった理由)

本件の主位的訴因の要旨は,「被告人は,平成11年11月14日午前1時3 0分ころ,北九州市a区bc丁目d番e号付近道路をx方面からy方面に向かい自 動二輪車を運転して走行中のA(当時19歳)に対し、その後方から普通乗用自動車を運転して時速約80キロメートルで約350メートルにわたって追跡するとともに、繰り返し自車前部を上記自動二輪車後部に至近距離まで接近させる暴 行を加え、よって、そのころ、同市同区 f g 丁目 h 番 i 号付近道路において、同 人をして,車両進入禁止規制がなされた左方道路に時速約63.5キロメートル で逃避することを余儀なくさせた上、同道路入口付近から約13.5メートル先 に駐車中の普通貨物自動車に上記自動二輪車もろとも衝突させて同人にびまん性 脳損傷,急性硬膜下血腫等の傷害を負わせ,同日午後零時58分ころ,同市b区 す k 丁目 1 番m号B病院において、同人をびまん性脳損傷、急性硬膜下血腫により死亡させたものである。」というのである。そうして、関係証拠によると、前記のとおり、被告人が普通乗用自動車を運転してA(以下「被害者」という。)運転の自動二輪車を追跡したこと、それにより、被害者が前記左方道路に進入した上、駐車や四普通貨物自動車に自動二輪車もとるである。 亡したことは明らかであり、被告人も認めるところである。

しかし、本件において被告人運転車両は、被害者や被害者運転車両に接触して おらず、被告人も、被害者に暴行を加えたり傷害を負わせたりする意思はなかっ た旨供述するので、この点について判断する。 1 関係各証拠によれば、次の事実が認められる。

(1) 被告人は,日ごろから自己所有の普通乗用自動車(トヨタレクサス,左 ハンドル、白色、エアロパーツ付き)や父親の所有する普通乗用自動車(ト ヨタレクサス, 左ハンドル, パールツートーン色, 車両重量約1700キロ グラム、フロントガラス以外の窓に黒色フィルムを張ったもの。以下「本件 車両」という。)を運転して使用していたが、平成11年11月13日夜こ ろ,上記被告人所有車両が改装中であったため,本件車両を運転して,当時 の交際相手C及び友人Dを乗せて居酒屋に行き、同所で飲食した後、北九州市a区fg丁目u番v号所在のボーリング場「E」に赴いた。 (2) 被告人は、同月14日午前1時過ぎころ、上記D及びCをそれぞれの自

(2) 被告人は,同月14日午前1時過ぎころ,上記D及びCをそれぞれの自宅に送るため,上記Eを出て上記場所所在の「F」駐車場に止めていた本件車両運転席に乗車し,Cはその助手席に,Dは後部座席左側に乗車した。

被告人は、本件車両を運転し、上記駐車場から国道200号線に進出し、同所からx方面へ約72メートル離れた同市同区bc丁目d番z号所在の「G」付近交差点で、赤色信号に従い停車した。

「G」付近交差点で、赤色信号に従い停車した。 被告人が青色信号に従い発進した直後、進路前方左側にある同市同区 b c 丁目 d 番w号所在の「H」から、被害者の運転する自動二輪車カワサキゼファー(車両重量約200キログラム、ナンバープレートを取り外したもの。以下「被害車両」という。)が進出し、本件車両の前方約15メートルを左から右に横切り、反対車線をx方面からy方面に向かい走行し始めた。

このとき被告人は、被害車両がエンジンを空ぶかしして自分を挑発したと感じ、上記日付近道路(以下「追跡開始地点」という。)で本件車両を右側に転回させて反対車線に入り、その前後、被害者に危害を加えることを意味する内容の独り言をつぶやいて、被害車両の追跡を開始した。

被害者は、被告人及びDの顔見知りで、上記運転の際ヘルメットを着用していなかったが、被告人及びDは、いずれもこのとき被害車両の運転者が被害者であるとは気が付かなかった。

なお、被害者は、上記運転当時、自動二輪車の免許を取得しておらず、被害車両は、知人から又借りしていたものであった。

(3) 道路状況等

追跡開始地点から後記本件事故現場付近までの国道200号線は、最高速度が50キロメートル毎時に制限され、片側1車線の平坦なアスファルト道路で、y方面に向かって左側車線の幅員約3.9メートル(路肩を含む)の道路であり、その間に右又は左に曲がる緩やかなカーブが3か所あり、信号機が1台設置されている。本件事故当日雨は降っていない。追跡開始地点には夜間営業の商業施設があり、街灯も設置されているが、本件事故現場付近道路には、x方面に約21メートル、y方面に約52メートル離れた場所にそれぞれ街灯が1基づつある以外ほどんど照明がなかった。

(4) 被告人は、上記追跡開始後、本件車両の速度を上げて被害車両との距離 を縮め、追跡開始地点からy方面へ約160メートル付近で車間距離約17 メートルにまで追いついた。

このころ被害者は後ろを振り返り急加速したが、本件車両も時速約80キロメートルまで速度を上げて車間距離を縮めた。

被告人は、被害車両との車間距離が縮まると、運転席の背もたれから背中を浮かし、やや前屈みの姿勢になって運転に集中し、追跡開始地点からy方面へ約400メートル付近で両車の車間距離は約2.5メートルまで縮まり、本件車両が減速することにより約10メートルほど離れ、再び時速約80キロメートル程度に加速することにより約2.5メートルに縮まることを2、3回繰り返した。

この時の被告人の運転の態度等にアルコールによる影響は格別見られなかった。

(5) 本件事故

被害者は、本件車両から逃れるため、追跡開始地点から y 方面へ約600 メートルほど進行した同市同区 f g 丁目 h 番 i 号「I」付近の、国道200 号線沿いから左斜め前方へ分岐した、幅員約5.5メートル(両脇の路肩を含む)、1車線交互通行の車両進入禁止規制がなされたアスファルト道路に、時速約63.5キロメートルで進入し、後方を振り返った直後、同道路への分岐点付近から約13.5メートル先の、同道路のほぼ左端に駐車中の普通貨物自動車(車両重量約1480キログラム、車幅約169センチメートル)の右前部に被害車両もろとも衝突した(以下「本件事故」といい、同分岐点から衝突地点までを「本件事故現場」という。)。

2 傷害致死罪の成否について 上記事実を前提に、本件における傷害致死罪の成否を判断するに、同罪にい う暴行とは、人の身体に対する不法な有形力の行使をいうところ、人の身体に 接触しない場合でも、その有形力の行使が暴行に該当することがあり、自動車

この点,本件において,追跡開始地点から本件事故現場付近までの国道20 0号線は,信号機が1か所設置されているものの,片側1車線であって交互通 行や車線変更は行われておらず、道幅も狭いとはいえないこと、特に急なカーブもないこと、犯行当時は深夜で比較的交通量が少なく、雨も降っていなかったことに照らし、比較的運転の容易な道路状況であったと認められる。また、 追跡行為の態様は、普通乗用自動車で自動二輪車を追跡するというものではあ るが、専ら後方から車間距離を狭めたにとどまり、幅寄せ等それ自体で車両の安定性を著しく損なう態様のものではなかったこと、追跡開始地点から本件事 故現場付近までの走行距離は約560メートルないし600メートルと長距離 とはいえないこと、最接近時の車間距離は約2.5メートルとかなり接近した ものであるが、追跡中この距離にまで接近したのはごく短時間にとどまること、時速80キロメートルという速度は、制限速度50キロメートル毎時をか なり上まわり通常より危険性も高まっているとはいえるが、その速度自体からその場所において著しい危険が生じていたとは考えられず、追跡中常にこの速度が維持されていたわけではないこと、上記道路状況や追跡状況のもとで、被 害者が追跡を避けるため高速度のまま脇道に入り、しかも後方を振り返り、た またま駐車していた車両に衝突するという事態は,被告人にとって予想外のも のであり、一般的にも、被害者が後方を振り返り、駐車車両に衝突するという 点は、容易に予測しえないことなどの事情に基づき総合的に判断すると、被告人の運転行為は、被害車両をして反対車線に出るなど危険な回避行為をしなけ れば接触が避けられない状況に追い込むまでには至っておらず,本件車両を被 害車両に接触させた場合と同程度に被害者の身体に対する具体的危険を発生さ せるものであったとまでは認めることができない。

なお、被告人が、被害者を畏怖させるなどのいやがらせ目的で追跡行為をしたとしても、畏怖させる行為(脅迫)と暴行とを同視することはできない。また、被告人の所為が、本件後の平成13年法律第138号により新設された刑法208条の2第2項前段に該当しうるとしても、同条項をその施行前の本件に適用できないのはもちろん、同条項に規定する運転方法が全て暴行に該当するものではなく、上記各事情に照らし、被告人の運転行為をもって傷害致死罪にいう暴行に該当すると解することはできない。

3 なお、暴行を伴わない無形的方法による傷害罪(その結果的加重犯としての傷害致死罪)が成立するためには、故意の内容として具体的な傷害結果発生の認識、認容を必要とすると解すべきである。この点、被告人は、追跡を開始っる際、「こかしちゃる」、「殺しちゃる」、又は「くらわしちゃる」といった被害者に危害を加える内容の独り言をつぶやいたことが認められるものの、る発言から直ちに被告人が被害者に危害を加え、あるいは殺害するなどの意思を有していたと推認することはできず、本件全証拠によっても、被告人が、未必認識認容していたと認めることはできないから、本件において無形的方法による

傷害罪(その結果的加重犯としての傷害致死罪)も考えられない。

4 以上により、主位的訴因である傷害致死罪の成立は認めなかった次第である。

(法令の適用)

罰条

第1の行為

平成13年法律第138号による改正前の刑法21 1条前段

第2の行為

救護義務違反の点

平成13年法律第51号による改正前の道路交通法 117条,72条1項前段

報告義務違反の点 平成13年法律第51号による改正前の道路交通法 119条1項10号 72条1項後段

119条1項10号,72条1項後段 科刑上一罪 刑法54条1項前段,10条(第2の罪について重い救護義 務違反の罪の刑で処断)

刑種の選択<br />
各罪についてそれぞれ懲役刑を選択

併合罪の処理 刑法45条,47条本文,10条(重い第1の罪の刑に法 定の加重)

未決勾留日数の算入 刑法21条

訴訟費用の負担 刑事訴訟法181条1項本文

(量刑の理由)

本件は、被告人が、普通乗用自動車を運転中、自動二輪車を運転していた被害者を自車で追跡し、その際被害者運転車両に自車前部を至近距離にまで接近させた過失により、同人を脇道に逃避することを余儀なくさせ、駐車中の普通貨物自動車に衝突させて死亡せしめ(第1)、これにより被害者に傷害を負わせる交通事故を起こしたにもかかわらず、救護等の措置や警察官への報告を怠って逃走した(第2)という、業務上過失致死及び道路交通法違反の事案である。

以上によれば、被告人の罪責は重いというべきである。

他方、被害者にも、無免許で自動二輪車を運転し、ヘルメットも装着していなかった点に落ち度があること、被告人及びその両親と被害者の両親との間で、被告人が被害者の両親らに対し金5250万円の損害賠償金を分割して支払い、被告人の両親が合計2704万円の限度でその支払債務を連帯保証することなどを内容とする刑事上の和解が成立していること、被告人の母親が被告人の更生に協力する旨約束していること、被告人は本件犯行について反省の意思を表していることなど、被告人に有利な情状もあるが、これらを十分斟酌しても、本件について別の執行を指されるのは相当でなく、主文の量刑が相当であると判断した。

(求刑 懲役7年) 平成14年6月3日

福岡地方裁判所小倉支部第2刑事部

裁判長裁判官 大泉 一 夫

裁判官 川 野 雅 樹

裁判官 坂 本 好 司